

大分大学工学部同窓会「翔工会」個人情報の保護に関する規則

(趣旨)

第1条 大分大学工学部同窓会「翔工会」(以下「翔工会」という。)は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)(以下「法律」という。)に基づき、正会員および準会員(以下「会員」という。)の個人情報の保護を目的として、以下の個人情報の保護に関する取扱を定める。

- 一 個人情報の利用の目的の特定化
- 二 個人情報の適正な取得
- 三 正確性の確保
- 四 個人情報の提供の制限
- 五 安全管理措置
- 六 開示・訂正・苦情の処理等

(定義)

第2条 この規則において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、旧姓・旧名、出身学部・大学院、出身学科・専攻、卒業・修了年、現住所、勤務先所在地、帰省先住所、電話番号、メールアドレス等の特定の個人を識別できるものをいう。

2 この規則において、「個人情報データベース」とは、個人情報を含む情報の集合体で、コンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したもの及び紙媒体でも目次や索引等で検索できるように構成したものをいう。

3 この規則において、「個人データ」とは、個人情報データベースを構成する個人情報をいう。

4 この規則において、「保有個人データ」とは、翔工会が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報の保護に関する法律施行令(以下「政令」という。)で定めるものをいう。

5 この規則において、「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(基本姿勢)

第3条 翔工会は、個人情報を個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱を図らねばならない。

(利用目的の特定)

第4条 法律第15条の利用目的の特定に関する規定に従い、個人情報は、会員相互の親睦を深め併せて翔工会並びに大分大学工学部(以下「母校」という。)の発展を図る目的に沿って、次の通り利用するものとする。

- 一 同窓会名簿の作成及び機関誌への掲載

二 翔工会から会員への各種連絡・配信

三 会費等の請求

四 各支部・部会（以下「支部・部会」という。）の会員の動静の把握、総会等集会の通信に必要な当該個人情報の支部・部会への提供

五 会員への同窓会名簿閲覧

六 母校又はその委託を受けた者、学科、専攻等と同等と見なしうる者及び特別会員の指導教員から教育研究遂行上必要とされ、翔工会理事会が妥当と認める当該個人情報の提供

七 前四号から六号に関する提供の方法は別に定める

2 利用目的は、翔工会理事会の承認を必要とするものとする。

3 利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を持つと合理的に認められる範囲内に限定するものとし、変更した場合は、本人に通知するか、又は機関誌や翔工会ホームページにて公表しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れのある場合

三 国の機関若しくは地方自治団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

四 取得状況から見て利用目的が明らかである場合

(利用目的の制限)

第5条 翔工会は、あらかじめ理事会の承認及び本人の同意を得ないで、前条で規定した利用目的の範囲を超えて、個人情報を扱ってはならない。

2 前二項の規定は、次に掲げる場合は、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合

四 国の機関若しくは地方自治団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

(適正な取得・適正な通知)

第6条 翔工会は、第4条第1項各号に定める利用目的を通知して、偽りその他不正な手段によることなく個人情報を取得するものとする。

(データ内容の正確性の確保)

第7条 翔工会は、利用目的の範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう、定期的に調査を行うものとする。

(安全管理措置)

第8条 翔工会は、その取扱う個人データの漏洩、改竄、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる。

(従業者の監督)

第9条 翔工会は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図れるよう、当該従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(保護管理)

第10条 翔工会は、前第8条及び前第9条の安全管理及び監督の徹底のため、個人情報保護委員会を置き、総括保護管理者、保護管理者、準保護管理者及び保護担当者（以下「保護管理者等」という。）を定める。

2 個人情報保護委員会は翔工会理事会が兼務し、保有個人データの保護管理に関する基本的事項を審議し、保護管理者等の監理の任に当たる。

3 総括保護管理者は翔工会会長をもって充て、保有個人データの管理に関する重要事項の連絡・調整の統括の任に当たり、保有個人データを取扱う者に対し、必要な教育研修を行う。

4 保護管理者は翔工会副会長をもって充て、総括保護管理者を補佐し、保有個人データの管理に関する実務の任に当たる。

5 準保護管理者は各支部正副支部長をもって充て、総括保護管理者を補佐し、各支部の保有個人データの管理に関する実務の任に当たる。

6 保護担当者は翔工会事務担当者をもって充て、保護管理者を補佐し、保有個人データの管理事務を担当する。

(委託先の監督)

第11条 翔工会は、同窓会名簿の作成等の理由で個人データの取扱いを委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理を図るために、委託を受ける者との間に「個人情報の取扱いに関する契約書」を締結して秘守義務の励行を約し、必要かつ適切な監督を行う。

(第三者提供の制限)

第12条 第4条第1項第五号に定める第三者への提供を利用目的とする場合及び次に掲げる場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意が得られることが困難な場合

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要がある場合であって、本人の同意が得られることが困難な場合

四 国の機関若しくは地方自治団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

2 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、予め本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること

(保有個人データに関する事項の公表等)

第13条 翔工会は、保有する個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知りうる状態に置くものとする。

一 翔工会の連絡先及び第10条に定めた者の氏名、連絡先

二 全ての保有個人データの利用目的（第4条第4項第一号から第三号までに該当する場合を除く）

三 次項の規定による求めに応じる手続き

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2 本人又は政令で定める代理人から、別に定める受付方法により、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対して遅滞なくこれを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二 第4条第4項第一号から第三号までに該当する場合

(開示)

第14条 本人又は政令で定める代理人から、別に定める受付方法により、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対して政令で定められる方法で遅滞なく、当該保有個人データを開示する。ただし、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合、他の法令に違反する場合及び翔工会の業務に支障を来す場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

2 前項の規定に基づき開示を行うとき、又は開示を行わない旨の決定をしたときは、本人に遅滞なくその旨別に定める方法により通知する。

(訂正等)

第15条 本人又は政令で定める代理人から、別に定める受付方法により、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正」という。）を求められた場合には、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正を行う。

2 前項の規定に基づき訂正を行ったとき、又は訂正を行わない旨の決定をしたときは、本人に遅滞なくその旨別に定める方法により通知する。

(利用停止等)

第16条 本人又は政令で定める代理人から、別に定める受付方法により、当該本人が識別される保有個人データが第5条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第6条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明した場合には、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行う。

2 本人又は政令で定める代理人から、別に定める受付方法により、当該本人が識別される保有個人データが第12条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明した場合には、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止する。

3 前二項に対する措置を決定したときは、本人に対して遅滞なくその旨別に定める方法により通知する。

(理由の説明)

第17条 第13条第2項ただし書き、第14条第1項ただし書き、第15条第2項又は前条第3項において、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨別に定める方法により通知する場合は、本人に対してその理由を説明するよう努める。

(苦情の処理)

第18条 個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速に処理するために、翔工会事務局に「個人情報取扱い窓口」を設置し、その責任者に翔工会会長を充てる。

(損害の責任)

第19条 本会の管理責任による個人情報の漏洩が認められた場合には、速やかにその事実を公表し、利害関係者に謝罪等の誠意ある対応をしなければならない。

2 個人情報の第三者への漏洩を防止するために、別に定めるマニュアルに記載の事項を実施したにも拘らず、情報が盗まれたり、その他不可抗力により生じることがある一切の損害につき、賠償は行わない。

(違反に対する措置)

第20条 本会内において、本規程に定める事項に違反して個人情報の利用目的以外の流用、提供、漏洩等があった場合、個人情報総括管理責任者は適切な処分を検討し、理事会に諮り処分を行うものとする。

2 本会は、何人かが故意又は過失によって本会が保有する個人情報を不正に取扱い、本会に重大な損害を与えた場合、賠償請求、法的処置を含む適切な処置を講じるものとする。

(監査)

第21条 監査（会務監査担当）は、個人情報の保護に関する状況について定期的に監査を行う。

附則

(施行期日)

第22条 この規程は、平成17年11月26日から施行する。

平成21年 3月 7日改正